

周辺自治体の立地自治体並み安全協定締結について

(立地自治体並み安全協定への改定)

Q. 周辺自治体も、立地自治体と同様に事故による放射線の被害のリスクを背負っており、立地自治体と同様の事前了解権を持つように、現行の協定を安全協定を改定すべきではないか。

1. 周辺自治体からは、県に対し、中国電力との立地自治体並みの安全協定締結について、支援を要請されている。
2. この問題は、周辺自治体と立地自治体の立場が異なる難しい問題と考えている。
3. 島根県では、これまで周辺自治体と締結した覚書に基づき、その意見等を中国電力や国に届けるとともに、適切な対応をしていただけるよう要請している。

(安全協定の一本化)

Q. 現行の、立地自治体・周辺自治体それぞれの安全協定を1本化してはどうか。

1. 県、松江市、中国電力の3者間で締結している安全協定に周辺自治体を加えて、6者の協定にしてはどうかというご意見かと思う。
2. その方法についても結局は、周辺自治体が立地自治体と同様な安全協定を締結するということであり、(先程と同様) 周辺自治体と立地自治体の立場が異なる難しい問題と認識している。(以下、Q1と同様)

(地域協議会の創設)

Q. 県が立会人として参加する地域協議会を創設すれば、自治体間の意思疎通が良くなり、発言権も増し、地域住民の信頼も高まるのではないか。

1. (協議会という形ではないが、) 現在、県は、周辺市と安全協定に係る覚書を締結し、島根原発に関する重要な判断や回答をするにあたっては、その考えをよく伺うこととしている。
2. また、国や中国電力に回答をする際には、周辺市の意見を中国電力にも届け、適切な対応を求めることとしている。

(防災対策基本法に基づく県の役割に関する見解)

Q. 県は「防災対策基本法」(⇒「災害対策基本法」)に基づき総合調整の責務を遂行すべきではないか。

1. 災害対策基本法第4条では、都道府県の責務として、
 - (1) 当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する計画を作成、実施
 - (2) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務を助け、総合調整を行うこととされている。
2. 島根県では、福島原発事故以降、地域防災計画を修正、広域避難計画を策定し、関係4市(松江市、出雲市、安来市、雲南市)とも連携、調整しながら、
 - (1) 避難先である広島県や岡山県と広域避難に関する協定を締結
 - (2) 避難車両の確保のため中国5県のバス協会やタクシー協会と協定を締結
 - (3) 防災活動に必要な資機材を、県が購入し関係市に無償貸与
 - (4) 原子力防災訓練の実施(連携体制や手順の確認、複合災害を想定した初動対応、県内外への住民避難等)などの取組を進めてきた。
3. こうした取組のほか、エネルギー基本計画では、国、県、関係市等で構成する「地域原子力防災協議会」を設け、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めることとされており、島根県としても、国、島根・鳥取両県、原発の立地市及び周辺市による作業チームで、避難計画の実効性向上などに向け、検討を進めている。